

岩手県告示第78号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定により、指定養育医療機関が業務を休止する旨次のとおり届出があった。

令和2年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定養育医療機関の名称	所在地	診療科名	休止年月日
岩手県立江刺病院	奥州市江刺西大通り5番23号	内科、消化器科、循環器科、外科、泌尿器科、小児科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科、麻酔科	令和2年2月1日